

国家公務員退職手当 改悪に追隨するな！

十一月十六日、衆議院解散のどさくさ紛れに国家公務員退職手当法が改悪されたが、東北大学がこれに追隨することに強く反対する。

人勧も、国家公務員の待遇も、本学の労働条件を決定する際の考慮すべき多くの条件の一つに過ぎない。大学にふさわしい独自の人事賃金政策を持つことが経営陣の責任である。



先に行われた七・八%の賃金削減は、「震災復興のため」という名目がまったくの虚構であったことが明らかになっている。この上、さらにわれわれの労働条件を改悪することに一片の合理性も認めすることはできない。

東北大学職員組合

なお、先に全学説明会が開かれた五十五歳昇給抑制措置であるが、国家公務員についてはこれを見送ることが決定された。当然、本学でも実施されないものと考えるが、国家公務員への適用が行われる前から人勧に追隨しようとした本学経営陣の姿勢は、それだけでも厳しい批判の対象とならざるを得ないだろう。

2012年11月20日

震災により最大の被害を受けた大学として、自ら被災し、さらに震災後の混乱のなかで献身的に働き、今もなお復旧復興に力を尽くしている教職員の苦勞に報いることが、本学の経営陣としてあるべき経営判断ではないだろうか。